

**マネジメントシステム認証機関
に対する認定の補足基準
- 食品安全マネジメントシステム -**

JAB MS107-2010

制定日：2010年4月1日

財団法人日本適合性認定協会

マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準 - 食品安全マネジメントシステム -

序文

この基準は、以下の本文で別段の定めのない限り、ISO/TS 22003:2007 “Food safety management system – Requirements for bodies providing audit and certification of food safety management system”を変更することなく採用する。

備考：この基準では ISO 22000 等監訳部会が邦訳を担当し、ISO/TC34/WG8 専門分科会が監修した ISO/TS 22003:2007 の邦訳版、「食品安全マネジメントシステム - 食品安全マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」（財団法人 日本規格協会発行）にて用いられている用語を使用する。

1．適用範囲

この基準は、ISO/TS 22003:2007“Food safety management system – Requirements for bodies providing audit and certification of food safety management system”に基づく食品安全マネジメントシステム(以下、FSMS という)認証に関する適合性評価サービスを提供する機関(以下、FSMS 認証機関という)に対する要求事項を規定する。

備考：この基準は、JAB MS100 との関係において、JIS Q 17011 の 7.1.2 b)で規定されている食品安全マネジメントシステムに係る認定分野に特有の「認定の要求事項を記載した文書」にあたる。

2．引用規格及び関連文書

この項に掲げる規格及び文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない引用規格又は文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用規格

次に掲げる規格は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。

ISO/TS 22003:2007 の「2 引用規格」を適用する。

2.2 関連文書

JAB MS503 「マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準 - 食品安全マネジメントシステム - 」についての解説

3．用語及び定義

ISO/TS 22003:2007 の「3 用語及び定義」を適用する。

4 . 原則

ISO/TS 22003:2007 の「4 原則」を適用する。

5 . 一般要求事項

ISO/TS 22003:2007 の「5 一般要求事項」を適用する。

6 . 組織運営機構に対する要求事項

ISO/TS 22003:2007 の「6 組織運営機構に対する要求事項」を適用する。

7 . 資源に対する要求事項

ISO/TS 22003:2007 の「7 資源に対する要求事項」を適用する。

8 . 情報に関する要求事項

ISO/TS 22003:2007 の「8 情報に関する要求事項」を適用する。

9 . プロセス要求事項

ISO/TS 22003:2007 の「9 プロセス要求事項」を適用する。

10 . 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項

ISO/TS 22003:2007 の「10 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項」を適用する。

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。